

法曹養成制度改革顧問会議

第8回会議 議事録

第1 日 時 平成26年5月23日（金）自 午後 1時58分
至 午後 4時06分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 顧問の交替について
- 3 推進室報告
- 4 法科大学院について
- 5 予備試験について
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房中岡司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
日本弁護士連合会大迫唯志副会長

法曹養成制度改革推進室 大場亮太郎室長、松本裕副室長、岩井直幸参事官

○大場室長 それでは、ほぼ予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第8回会議を始めさせていただきます。今日、有田顧問は1時間ほど遅れるとの御連絡をいただいております。

最初に、顧問の交替についてお知らせいたします。

宮崎誠顧問は、4月10日付で日本司法支援センター、法テラスの理事長に御就任されまして、重責を担われることから、本会議の顧問を退任したいとお申し出になりました。

そこで、先日の法曹養成制度改革推進会議における議長決定によりまして、新たに、弁護士で元日本弁護士連合会副会長の橋本副孝さんに顧問に御就任いただきました。

橋本顧問から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○橋本顧問 この度、宮崎顧問の後任をさせていただくことになりました、橋本副孝でございます。

法曹養成制度及びその改革との関わりを持つようになりましたのは、2012年4月に日本弁護士連合会の副会長として法曹養成を担当したときからでございまして、当時、継続審議をいたしておりました法曹養成制度検討会議にはオブザーバーとして出席させていただいております。この度、その後継組織の一つとしての顧問会議の議論に加わらせていただくことになりました。

司法改革の理念を生かしながら、法曹養成制度の手直しを適切に行って、有為な人材が集まり、社会を強く支える法曹を輩出する養成制度を目指すことが課題と考えております。微力を尽くさせていただく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、今後どうぞよろしくお願いいたします。

次に、推進室から配布資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 配布資料は、お手元にインデックスを付けてお配りしておりますものでございまして、資料1から資料13までございます。

さらに、これまでと同様、青色のファイルでこれまでの資料等を席上に置かせていただいておりますので、適宜御活用願います。

以上でございます。

○大場室長 この中の資料11-2ですが。これは予備校からの回答なのですが、その別紙の部分につきましては、今後の営業に差し障りがあるということから、ホームページでの公開は差し控えてほしいという申し出がありましたので、公開については差し控えたいと考えておりますけれども、座長、いかがでしょうか。

○納谷座長 では、ただいまの点につきまして御意見を伺います。私としては、従来どおり、この件についても公表を差し控えた方がよろしいのではないかとの意見を持ちましたけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(一同了承)

○大場室長 では、そのような取り扱いをさせていただきたいと思います。

それでは、初めに推進室の方から幾つか御報告事項があります。

最初に資料2、通し番号3ページを御覧ください。これにつきましては、先の推進会議における報告に当たりまして、現在の進捗状況欄や見通し欄を本年3月末までの状況に更新しているものであります。このうち、4月18日に開催されました第2回の法曹養成制度改革推進会議の状況につきまして御報告したいと思います。

私の方から順次説明させていただきますが、資料3-1、通し番号5ページを御覧ください。4月18日に法曹養成制度改革推進会議の第2回会合が開催されました。

ここでの議題は三つでありまして、一つ目は「法曹養成制度改革の推進について」のこれまでの取組についての報告、二つ目は法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策についての決定、三つ目は「法曹養成制度改革顧問会議について」の一部改正による顧問の交替についてであります。

まず、これまでの取組についての報告では、工程表の進捗状況を示したものの、これは資料2と日付等のみが違うものでありますけれども、これに基づきまして推進室、文部科学省及び法務省からそれぞれの担当分について報告をしております。

これに対しまして、閣僚からは、担当している施策の迅速な検討などを進めていくといった御発言があったほかに、国際的な場面で活躍できる人材の育成について意見交換がなされております。

次に、法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策については、前回の顧問会議で御報告したとおり決定していただきました。決定内容は資料3-2、通し番号7ページのとおりであります。

前回の顧問会議におきまして、吉戒顧問から文言についての御意見を頂戴いたしましたので、こちらを反映させまして、決定書きとしております。ありがとうございました。

最後に、顧問の交替につきましても資料3-3、通し番号9ページのとおり、推進会議議長決定をいただきまして、橋本顧問に御就任にいただいております。

推進会議についての御報告は以上であります。

それでは、次に、5月14日から18日まで本年の司法試験が行われまして、18日には予備試験がそれぞれ実施されましたので、その受験状況等について御報告いたします。

○松本副室長 御報告申し上げます。5月14日から本年の司法試験が実施され、また18日には予備試験の短答式試験が実施されましたので、受験状況等について御報告いたします。

資料4-5、通し番号19ページを御覧ください。司法試験及び予備試験の受験状況をまとめた表でございます。

まず司法試験につきましては、本年の出願者数は9,255人ございまして、昨年よりも1,060人減少しております。他方、受験者数を見ていただきますと、暫定値ではございますが、8,015人となっております。昨年よりも362人増加しているとい

う状況でございます。

この要因につきましては、確定的なことは申し上げられませんが、現在、受験回数制限を行うという内容の法案が国会において審議中であることの影響も考えられるのではないかと考えておるところでございます。

次に予備試験につきましては、出願者数が1万2,622人となっております、昨年よりも1,367名増加しております。また受験者数は、これも暫定値でございますが、1万347人となっております、昨年よりも1,123人増加しているという状況でございます。

続きまして、本年の適性試験の出願状況について御説明申し上げます。資料5、通し番号21ページを御覧ください。

本年の適性試験の出願者数は、速報値でございますが、第1回が3,599名、第2回が4,070名となっております、いずれも昨年よりも18%減少しているという状況でございます。

ちなみに、この適性試験というのは2回受けることが可能でございます、そのうちのいい方の成績を活用できるという性質の試験でございます。

引き続き、与党あるいは国会の審議状況等について御報告申し上げます。

これまでも御報告・御説明してきましたとおり、自民党司法制度調査会及び公明党法曹養成に関するプロジェクトチームにおきましては、法曹人口の在り方などについての検討が行われていたところでございますが、4月9日にそれぞれ緊急提言あるいは緊急提案が取りまとめられたところでございます。

資料6-1、通し番号23ページを御覧ください。こちらが自民党司法制度調査会による「法曹人口・司法試験合格者数に関する緊急提言」でございます、資料6-2、通し番号29ページが公明党法曹養成に関するプロジェクトチームの「法曹養成に関する緊急提案」でございます。

要旨を御説明いたしますと、まず自民党の緊急提言は、法曹人口と司法試験合格者数に限定しての御提言でございます、法曹人口をめぐる課題についての認識について詳細に指摘をされた上で、通し番号27ページの下から3段落目でございますとおり「司法試験合格者数は、まずは平成28年までに1,500人程度を目指すべき」と提言されております。

次に公明党の緊急提案におきましては、法曹人口のみではなく、法科大学院の在り方、予備試験の在り方、そして、法曹養成課程における経済的支援の在り方などについての提案がなされているところでございます。

通し番号31ページから32ページにかけてございますとおり、法科大学院の統廃合と連携については、地域配置や夜間開講などに配慮する必要があることなどが述べられております。

また、予備試験につきましては通し番号32ページから33ページで、本来の制度趣旨

から大きく乖離しつつあるとした上で、受験資格の制限などの対策について検討を進めるべきであるとされております。

さらに、司法試験合格者数につきましては通し番号34ページの下から3段落目にごさいますように、司法試験の年間合格者数を、まずは1,800人程度とし、その後、推進室におけます法曹人口調査検討を踏まえつつ、1,500人程度を想定する必要もあるのではないかとされているところでございます。

最後に、法曹養成課程における経済的支援についても、更なる支援策についての必要性について指摘がされているところでございます。

続きまして、国会の審議状況について御報告いたします。

司法試験法の改正案につきましては、5月14日に衆議院法務委員会で審議が行われ、同日可決されましたが、その際になされました附帯決議につきましては、資料7、通し番号39ページに付けさせていただいております。

大きく二つの項目がございますが、一つ目は法曹志願者減少の危機的状況にあるにも関わらず、抜本的改革は進んでいないという指摘の上で、法曹養成制度改革推進会議においては、規定の検討事項及び検討予定にとらわれることなく、有為な人材が数多く法曹を志願するよう、司法試験合格者数の現在の法曹需要に見合う数への削減など、あらゆる方策を早急に検討し、速やかに実行することとされております。

二つ目は法科大学院についてでございますが、法科大学院の置かれている現状を直視し、法科大学院の教育水準の改善に向けて、法曹として求められる資質・能力の養成に必要な教育指導に加えて、司法試験の合格に向けた指導を強化することや教育資源の有効活用などに取り組むこととされているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 今までの説明に対しまして、何か御質問はありますか。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 自民党、公明党のそれぞれの御提言は、党の決定としてオーソライズされているものという御理解なのか、あるいはまだ調査会の段階なのでしょうか。

○松本副室長 それぞれ、タイトルのとおり、司法制度調査会としての提言、あるいは公明党のプロジェクトチームとしての提言という位置付けと認識しております。

○大場室長 他に何か御質問等がありますか。

よろしければ、次に行きたいと思えます。

次に、推進室の方から法曹人口調査の進捗状況について御報告いたします。

岩井参事官、お願いいたします。

○岩井参事官 それでは、法曹に対する需要・ニーズに関するアンケート調査の進捗状況について御報告いたします。資料8、通し番号41ページを御覧ください。

既に以前の顧問会議でも御報告しましたとおり、これまで学者の先生方に御意見をいただきながら、法曹人口の在り方を考えるための調査のデザインというものを検討してまい

りました。現在は、この調査のデザインに基づいて、新規のデータ、あるいは既存のデータを収集しようとしているところであり、現在までの流れにつきましては、資料8の上段にあります「位置付け」の欄に記載してあるとおりになります。

法曹人口についての調査の分析の大きな構造といたしましては、資料8の中段にあります「概要」の部分を御覧ください。調査においては、まずアンケート調査、あるいは既存のデータを使って需要に関して調査を行い、その後、供給側の調査として法曹、これは数から言っても弁護士についての事情が中心になるのですが、これを調査分析して、この供給側の調査も行った上で、最後に総合的に法曹人口の在り方を検討するということを考えております。

現在は、調査の全体の中でも大きな部分を占めるものとして、法曹に対するニーズに関してのアンケート調査を実施する段階に来ております。アンケートの実施については、業者の方と打合せを進めながら、今月末から夏にかけて、準備でき次第、順次、各調査対象ごとにアンケートを実施することを目指しております。

アンケート調査の内容ですが、今度は資料の下段にありますとおり、一般の方の法曹に対するニーズを聞き、それから、企業や国・地方公共団体のニーズの調査も行うことを考えております。

一般の方のニーズにつきましては、法的な問題を抱えた方についての意識調査として、弁護士会・法テラスなどの法律相談所において質問票を交付して調査を行うことを考えておりますし、更にインターネット上で、法的問題を抱えていない一般の方についても意識調査を行うことを考えております。また、企業や国・地方公共団体については、調査票を郵送することによって、組織内におけるニーズに関して意識調査を行うということを考えております。

その意識調査の内容ですけれども、資料8の下段にありますとおり、具体的な事例に基づいて、弁護士に依頼したいかどうかを聞いたり、あるいは法曹に対する法的ニーズを確認したり、さらに、法律の専門家や法的サービスの利用を促進あるいは阻害する要因といったものがどういうものなのかという点を様々な観点からアンケート調査することを考えております。

今後も法曹人口についての調査の実施、あるいはその分析に当たっては、顧問の皆様からいただいた問題意識を参考にして進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

この法曹人口調査につきましては、弁護士会初め関係団体の方、関係機関の方に非常に御協力いただいておりますので、これからも更に御協力いただかなければいけないということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今の法曹人口調査の関係でありますけれども、御質問等がありましたらお受けしたいと思います。

吉戒顧問、お願いします。

○吉戒顧問 調査がいつ頃から着手されて、いつ頃までに終わるのかということをお聞きしたいと思います。

○岩井参事官 アンケート調査につきましては、今月末から開始する予定でおりまして、それで大体7月あるいは8月の頭ぐらいまでには実施して、各対象者の方々への調査を考えております。

○吉戒顧問 ありがとうございます。

○大場室長 阿部顧問、お願いします。

○阿部顧問 企業側の調査は全面的に御協力いたしますが、法務担当はやはり一番忙しいシーズンに入ってまいりますので、少し余裕をいただければと思います。

○岩井参事官 企業の方への調査についても、繁忙な時期に御迷惑をおかけしないように、そこは実際に繁忙な時期を調査しながらやっていきたいと思います。

○大場室長 山根顧問、お願いします。

○山根顧問 中間的な公表のようなことは考えていないのでしょうか。あと、これの設計や取りまとめに関わっている委員会がありますね。そちらの先生方は随所で確認をしながら進めていくような形なのでしょうか。

○岩井参事官 データが集まり次第、御報告できるものは御報告できればと思っておりますし、このアンケート調査の内容の検討、あるいは今後、実施においても学者の先生方に随時関わっていただいて進めていくという体制をとっております。

○大場室長 よろしいですか。

それでは、法科大学院についての議題に入りたいと思います。

まず、4月24日に実施いたしました法科大学院の視察の結果概要を推進室から御報告いたします。

○松本副室長 御説明申し上げます。

4月24日に皆様による視察を実施いたしましたので、その概要を御報告いたします。資料9、通し番号43ページを御覧ください。

まず、午前中は一橋大学法科大学院を視察いたしました。法科大学院側から説明を受けた後、授業を見学し、その後、教員の方々、学生の方々との意見交換が行われました。

44ページを御覧ください。

一橋大学法科大学院におきましては、入学選抜において英語力を重視していることや、履修課程においても英語を使う科目を必修としていること、少人数教育を行っていること、また、ビジネスローコースを3年次で選択できることなどのほか、1年次の総復習を促すために、2年次への進級時に進級試験を課することとしたことなどの説明がございました。

また、次に45ページを御覧ください。

教員の方々との意見交換におきましては、教員の方々から、特に司法試験対策を想定した授業は行っていないこと、一橋大学法科大学院の合格率の高さについては、司法試験は

7割の力で合格できるよう、高い志を持って指導していること、教員と学生の信頼関係と緊張関係がうまく作用していること、適正な規模であることが要因ではないかといった意見がございました。

また、予備試験につきましては、予備試験対策に夢中になっている者は見当たらず、予備試験実施前後で学生の態度に変化はないので、法科大学院教育への影響は一橋大学法科大学院においては感じていないということでございましたが、予備試験に合格しても法科大学院に進学して学んでほしいという意見も述べられておりました。

続きまして、46ページは学生との意見交換の概要をまとめたものでございます。

学生の方々は、法科大学院の入学動機といたしまして、司法試験合格率の高さやビジネスコースに魅力を感じたということを述べておられました。

また、予備試験につきましては、5人の学生全員が今年又は来年の受験を予定しているということでございましたが、受験理由といたしましては、司法試験合格がステータスとなるという学生もいれば、来年は司法試験を受けるという気合いを入れるためですとか、あるいは模擬試験として受けるという学生もおりました。

予備試験対策といたしましては、択一試験対策のみであり、これらのことが法科大学院の授業などに影響したり、妨げになっているという自覚はないということも言われておりました。

続いて、47ページを御覧ください。当日の午後からは専修大学法科大学院を視察していただきました。

ここでも概要説明を受けた後、授業を見学し、その後、教員・学生との意見交換が行われたところがございます。

まず、48ページには法科大学院側からの概要説明をまとめております。

専修大学法科大学院におかれましては、定員55名のところ、今年度の入学者は19名であったということ、専修大学法科大学院の特徴として、ほとんどの授業を小さい教室で行い、学生が必ず発言しないといけないようにしていることなどの説明がなされました。

また、課題といたしましては、定員割れを起こしており、入試でどれだけ優秀な学生を確保できるかが悩みであること、そのために、スカラシップ入試を導入したが、その合格者が他の法科大学院に行ってしまったことなどが説明されました。

続きまして、49ページを御覧ください。こちらは教員の方々との意見交換の概要をまとめたものでございます。

専修大学においては、受験に関する指導は意図的に避けてきたことと、予備試験については、在学生で受験している者は数名程度であり、今のところ、他の学生や授業に悪い影響はないが、予備試験に合格したの方が優秀という報道もあり、法科大学院にマイナスイメージがついてしまい、法曹志願者への影響が大きいといった意見が述べられたところがございます。

次の50ページには、学生の方々との意見交換の概要をまとめさせていただいております。

す。

学生の方々からは【司法試験、予備試験の受験について】というところの二つ目の○にありますように、法科大学院に来ているのは司法試験に合格するためなので、もっと試験対策の授業を行ってよいと思うという意見が数名ございました。その一方で、その下の○のところでございますが、法科大学院が試験対策は行うべきではないと考えるが、個人的に試験対策はやってほしいという意見などもありました。ちょっと分かりにくいのですが、制度としてはそういう制約というものは必要なのですけれども、個人的な本音ではという御趣旨ではないかと推察しております。

また【法科大学院の教育について】というところにありますように、少人数の授業で教える方が丁寧であること、深く掘り下げて検証し、理解度を高めることができ、満足しているといった意見などがございました。

以上でございます。

○大場室長 それでは、続いて文部科学省から、平成26年度の法科大学院入学選抜の状況や中央教育審議会法科大学院特別委員会における御議論の状況について御報告をお願いします。

中岡審議官と牛尾課長、よろしくお願いいいたします。

○中岡審議官 文部科学省高等教育局担当審議官の中岡でございます。本日は御説明申し上げるお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

私どもからは、まず資料10-1、通し番号51ページからの資料から御説明を申し上げたいと思います。横長の資料でございますので、横にして御覧いただければと思います。

52ページ目でございます。これは資料の1ページ目でございますが、平成26年度の志願者数は1万1,450人ということになってございまして、前年度の1万3,924人と比較いたしまして約18%の減。また、平成16年がピークでございましたけれども、7万2,800人と比較いたしますと約84%の減となっております。

次に、平成26年度の入学者数でございます。これは2,272名で、前年度の2,698人と比較いたしまして約16%の減。平成18年度がピークでございましたので、比較いたしますと約61%の減となっております。

平成26年度の入学定員充足率は0.60ということで、前年度の0.63と比較いたしまして0.03ポイントの減となっております。

次に、2ページ目でございます。通し番号53ページでございますが、これまでの法科大学院の入学定員と入学者数の推移についての御説明でございます。

グラフ中、オレンジ色の棒グラフと紫色の棒グラフがございますけれども、オレンジ色の棒グラフにつきましては入学定員ベースの推移でございます。平成22年度から全ての法科大学院で入学定員削減に取り組むなどしてきた結果、平成19年のピーク時以降減少し、平成26年では3,809人という状況になってございます。約30%の減ということでございます。

また、紫色の棒グラフでございますけれども、これは入学者数の推移で、入学者選抜の競争倍率2倍以上を目指す取組を各法科大学院に要請するなどしてまいりました結果、平成18年のピーク時以降は減少してまいりまして、平成26年は2,272人という状況になっております。

御覧のとおり、近年、法科大学院の入学定員と実際の入学者数の差は拡大する傾向になってございまして、文部科学省といたしましては、この差を縮小させる方向で更なる入学定員削減を促したいと考えております。

次に、資料の3ページ目、通し番号54ページでございます。これは法学既修者と未修者に分けましての入学者数の推移でございます。

特に黄色の部分でございます。法学未修者が大幅に減少しているという状況でございます。

次に、通し番号55ページでございますけれども、先ほど法科大学院の入学者数全体の減少傾向については御説明申し上げた訳ですが、ここでは特に課題を抱える法科大学院の状況を中心に御説明いたします。

司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院24校の状況を示しておりますが、これらの課題を抱える法科大学院の実入学者数は、紫色の棒グラフでございますけれども、ピーク時に比しまして既に約91%の減となっております。法科大学院全体に占める割合は4.9%となっておりまして、法科大学院全体に与える影響は極めて小さなものとなっております。

また、学生募集停止を公表した法科大学院も、右側でございますように、現在まで17校に上っておりまして、ピーク時の74校から57校に減少しております。とりわけ、昨年11月に公的支援の見直しの更なる強化策を公表してまいりましてからは、9校が学生募集停止を公表したところでございます。

文部科学省といたしましては、昨年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえまして、公的支援の見直しのさらなる強化策などによりまして、課題を抱える法科大学院の抜本的な組織見直しを促進する一方、先導的な教育を行う法科大学院の支援の充実にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、最後のページ、通し番号56ページでございます。中央教育審議会法科大学院特別委員会における検討状況について、簡単にまとめてございます。

本年3月末に、今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性が取りまとめられたところでございまして、その後の5月8日の会議では、今後直ちに取り組むべき改善方策の進め方を確認するということと、更に検討すべき事項の審議ということを行いました。

基本的方向性に沿いまして、1. にございますように、認証評価の抜本的な見直し、あるいは共通到達度確認試験（仮称）の実現に向けた取組、あるいは法学未修者教育の充実につきましては、その具体化に向けた作業に直ちに取り組むということにしております。

取組内容は、矢印の先に書いてあるようなことについて取り組んでまいるということでございます。

また、法科大学院と予備試験との関係や、飛び入学などを活用いたしました法曹養成のための教育期間短縮の考え方、あるいは法科大学院における司法試験に関連する指導方法などにつきましては、更に議論を深めることとしております。

このうち、法科大学院における司法試験に関連する指導方法につきましては、前回の顧問会議におきましても御指摘を頂戴しておりましたので、中央教育審議会で現在検討中の内容を、専門教育課長の牛尾から御説明申し上げます。

○牛尾課長 それでは、引き続きまして資料10-2、通し番号57ページに基づきまして御説明をさせていただきます。

この資料は、5月8日の中央教育審議会におきまして御議論いただくためのたたき台として事務局としてお配りさせていただいた資料でございます。検討中でございますので、これで確定したわけではございませんが、これに基づいて議論の状況を御紹介したいと思います。

まず「1. 趣旨」のところに書いてございますように、本件でございますけれども、もともとは平成19年の中央教育審議会におきまして、法科大学院における授業・教育方法等の具体的な取扱いの中身を示していたところでございますが、その取扱いの中でも司法試験に関連する指導の扱い方について、前回の顧問会議でも、現場において理解に差があるのではないかという御指摘があったことを踏まえての検討であるということを書かせていただいております。

「2. 」が基本的な考え方をまとめた部分でございます。

最初の○でございますけれども、検討の前提を確認するように書いてございます。そもそも今回の司法制度改革でございますけれども、旧司法試験におけます受験者の受験技術優先の傾向が顕著になるなどといった問題を踏まえて、新たなプロセス養成を整備するという考え方で作られておりますので、今回のこの検討に当たっても、旧来の司法試験に見られたような問題点が復活してしまうことのないようにするということは前提としていただいております。

次の58ページの真ん中やや上の(法科大学院における教育指導)というところですが、ここに、より具体的・基本的な考え方をお示ししております。

まず、黒ポツが3つございますけれども、司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育などは不適當である。

一方で、司法試験の問題等が教材の一つとして使われることをもって直ちに、受験指導に偏った指導であるということは適當ではない。

個々の指導が適當であるか否かというのは、目的、形式及び態様との組み合わせで総合的に判断されるべきものである。

こういった基本的な考え方を3点にまとめております。これは平成19年の時点で確認

していたものと変えておりません。

ただ、これだけでは十分に伝わっていないという御指摘もございましたので、その下に二つ、より具体的にまとめております。

すなわち、今、申し上げた3点を前提にいたしますと、法科大学院における教育指導において重要なのは、教材として何を使うかということだけで決まるものではございません。結局のところ、必要な法的知識を身に付けさせ、法的思考力を涵養できるような教育方法になっているかどうかということが大事なのであるということを書いております。

したがって、司法試験の過去問を使用しているということだけで禁止されているものではございません。過去問を使用して法的知識の修得や法的思考力等の育成を図ることは何ら禁止されるものではないということをはっきりさせております。逆に、教材が過去問ではなくて、法科大学院が独自に作成したようなものであっても、技術的な教育や理解を伴わないような機械的な暗記であれば、それは不相当であるとしており、教材の問題というよりは教育方法の問題であるということにより分かりやすく説明しているところでございます。

以上の基本的な考え方につきましては、先般の中央教育審議会におきましても、法曹実務家の委員の方も含めて、特に大きな御異論はなかったものと承知しております。

59ページでございますが、更に具体的な例を示しまして、取扱いを整理してはどうかということでお示ししております。

授業中、授業時間外に分けて、こういったものは不相当なものには該当しないというものをまとめております。

それから、60ページでございますけれども、こちらの方は適切ではないと考えられる具体例を示しているところでございます。

て、細かくは御紹介しませんが、この具体例につきましては若干、このままでいいのかどうかということで御議論があったところでございまして、これを引き続き精査させていただいて、まとめ次第、中央教育審議会としてのまとめとして大学の方にお示しするというを考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、御報告させていただきました。

○大場室長 それでは、文部科学省の方からも御説明がありましたので、中央教育審議会の今の御議論や視察の結果を踏まえまして、法科大学院の教育についての意見交換をお願いしたいと思います。

座長に進行をお願いしたいと思います。

○納谷座長 文部科学省から、いろいろ御議論の状況など説明をいただきました。法科大学院が中心的な課題になっていることは確かなのですが、どうぞ、何か質問なり、何か出てくればお答えいただければと思っております。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 最初に、視察のことについて申し上げたいと思います。今回、視察をさせて

いただきまして、自画自賛かもしれませんが、大変有意義であったと私は思っております。一橋大学法科大学院と専修大学法科大学院の大学当局、それから、教員・学生の皆様には感謝を申し上げたいと思います。

一橋大学法科大学院と専修大学法科大学院は、先ほども御紹介ありましたように、大学の規模も、それから、特色も違うわけなのですけれども、それぞれ、それに応じて適切な教育をされていたように見受けました。

特に一橋大学法科大学院は、教員と学生との間に信頼関係と申しますか、また、ある意味での緊張関係を持ちながら授業を進められていましたし、また、学生の方も自主的なゼミを皆さんおやりになっているということで、非常に取組が前向きだなと思ったのです。

専修大学法科大学院は、小規模な学校でしたけれども、教員と学生との間の距離感が近いですから、非常にきめの細かい授業をされておりましたし、学生の将来の就職の点まで世話するような姿勢も大学には見られたので、それなりにいい学校運営をされていると思ひまして、私としては今回の視察は良かったなと思っております。

授業内容は、授業をそれぞれ二つずつ見ただけなので、時間も短いですし、余り大したことは言えませんが、いわゆるソクラテスメソッドによる授業的なものがなされておりました。しかし、欧米でされているようなものは、日本にすぐ導入するのはなかなか難しい訳です。もともと日本の教育のシステムは、小中高までは、大体教え、教えられるという感じできていますから、議論をして意見をまとめていくというのは、慣れていないと思うのです。

したがって、授業の仕方については、まだまだ発展途上であると思ひますけれども、そうはいいまでも、それぞれの大学で大いに工夫して努力されているのはよく分かりましたので、非常に好印象を持ちました。

○納谷座長 他の方も、今の件で何か御感想がありましたら。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 一橋大学法科大学院は非常に優れているということで伺いました。文部科学省の資料10-2は、これは大変当たり前の中身であるかと思ひますが、一橋大学法科大学院であればこれで構わないと思ひます。一方、通し番号50ページで、専修大学法科大学院の、特に学生さんの御意見と比べてみますと、まだ落差がかなりあるという印象でございます。これは私もどうしていいか分からないのですけれども、要は専修大学法科大学院のようところが残るべきか、淘汰されるべきかみたいな話にもつながってくると思ひます。要はどこまで整理するつもりなのか。そのやり方次第で、もし専修大学法科大学院レベルのところを残さなければいけないのだとしたら、今の資料10-2は、まだきつ過ぎるのかなというのが率直な印象です。

○納谷座長 どうですか。文部科学省の方でコメントできますか。なかなか非常に難しいところだと思うのですが、差し支えなければ。

○牛尾課長 個別の大学云々ということは抜きにいたしまして、いろいろな状況の法科大

学院がありますので、このことに限りませんが、一律な対応が全てにわたってできるかどうかは、それがいいののかも含めて議論があるとは思いますが。

ただ、どういう状況であっても優先すべきは、やはり法的知識や思考力をしっかり身に付けていただくことであって、その前に学生さんがどういう意味での受験対策を求めているのか、この頂いている資料だけでは、私は直接お聞きしていなかったのですが、例えば短時間に要領よく何かを作るやり方や、あるいは内容は分からないけれども、とにかくこういう問いが出たらこういう答えをなささいといった意味での受験対策というものは優先すべきではないということは、どういう法科大学院であっても共通なのかなと思っております。

ただ、どれだけ学生さんに手をかけてあげるかなど、そういうレベルで学生さんの資質等をよく考えてやっていただく必要があると思いますので、そこまで何か国が一律に縛りをかけて云々ということは、大学行政上、今までもってきておりませんし、これからはすることはないと思います。

抽象的で申しわけございません。

○納谷座長 よろしいでしょうか。顔を見てどうこうとなりますと、難しい話が多分あると思います。ただ、資料10-1にありますように、問題のある法科大学院のところではこれだけ実入学者が減っているという現状の中で、今後はいろいろなことが展開されてくるのではないかなと思いますので、もうしばらくお時間が必要かとも思っております。

では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 まず視察の感想からお話しさせていただきますと、今、お話が出ています一橋大学法科大学院を見てみますと、当然ながら、うまく回転を始めたロースクールには、優秀な生徒が集まって、よい授業ができて、教員との緊張感や信頼感も高まっていますし、生徒の間でも切磋琢磨ができ、相互に高め合える、活躍する先輩も多いですし、就職にも支障がない、こういう形でプラスの循環に乗っており、一つの典型的な法科大学院のよさを確認できる感じがしました。自分も若いときにこういう授業を少しは受けたかったという気がしましたし、外に対して、この優れた教育実践例をもっと発信していただければなという感じがしました。

ただ、どうしてうまくいったのかを考えますと、やはり当初の段階から明確・冷静に高い合格率を達成することが非常に重要であり、基本であるという認識を持って、学校側が教育を行っていたということが非常に大きな要因となっているように感じました。もう一つは、言葉の端々に出ていましたけれども、80名から100名という適正規模で、学生を手塩にかけて育てるといえるのでしょうか、育むという言葉がいいのでしょうか、そういう形での教育をしているということも重要な要素だとのことであり、規模の適性さもやはり大切な要素だと思いました。

ただ、そういう学校でも法学未修者教育には非常に苦勞されているという点、それから、学生の皆さんが予備試験を非常に意識している姿も階間見られ、今後の大きな課題と思

ました。

それから、専修大学法科大学院の方ですが、教員の方々が教育に非常に熱心に取り組んでおられることはもちろん、学校側も就職や奨学金などに関して努力を傾注している姿がうかがわれ、現場の努力が伝わってきて感銘を受けました。

ただ、大変残念なことに、入学者が集まらなくなっているという深刻な事態が継続しているということでした。これにはその学校の努力だけではなく、これを超えた制度全体の対応・改革が是非とも必要で、それを早くやることで人が集まるようにする方策も不可欠だと改めて思いました。

最後に、ちょっと離れますが、法科大学院の定員を大幅に絞っていくという現状の下では、適性試験等の入学選抜の在り方が重要性を増してゆくように思いましたので、教員の方に、その点の質問をさせていただきましたが、適性試験の成績については、司法試験等の合格とそれほど強い相関関係を認めるまでには至っていない、確認はされていないという趣旨の答えをいただきました。それにはいろいろな原因が考えられますが、適性試験を含め、入学選抜の仕方については、なお精度を高める等の改善の余地があるようにも思いました。

入学者選抜の仕方という観点からは、例えば法科大学院でどういう資質を持った人を、どのくらい育てるのか、例えば国際関係業務について言えば、これを取り扱う資質を持った人をどのくらいの数、どう選抜して、育ててゆくのかを、各法科大学院の裁量に委ねるだけではなく、国全体としても考えてゆく必要もあるように思います。そういう意味で、さらにいっそう予測性や計画性を持った入学者選抜方法にする工夫ができるといいのかなという感じも持ちました。

それから、資料10-1、資料10-2に戻りますが、私は文部科学省がこの種のペーパーを検討されているということは大変良いことだと思いますが、「〇〇の事例は△△の前提の下であれば許されるけれども、××の事例はやはりいけないのだ。これらの事例がすべてではないので、要するに適切に対応してほしい」、という書き方をしているため、読んでみると、本当に許されているのか、いないのかがいま一つ不明確な印象を受けました。

よく読めば判るのかもしれませんが、現場はこれに依拠せざるを得ないわけですから、規制の内容は今までと変わらないという整理だとしても、表現を相当に変えるなどして、もう一步踏み込んで迷いの少ないように書き込んでいただくと現場は助かるのではないのでしょうか。具体的にどうとは申しませんが、そういう感触を持ちましたので、よろしく願いいたします。

○納谷座長 今の点は、指導方法等の具体的取扱いのところでもう一回、中央教育審議会法科大学院特別委員会で審議する。大体そこでまとまるかなという感じですね。先ほどの特別意見がなかったということは、ある程度、この方向を踏まえながら決まっていくのではないかという具合に受けとめてよろしいのですか。

○牛尾課長 補足させていただきますと、基本的な考え方の部分についてはほぼ異論はございませんでしたけれども、具体例の示し方の部分は実は御意見が出ておりました、これですと、今、普通にやっている授業でもだめと読み取れる可能性があるといった御心配の声は確かに頂いておりますので、そういう部分は今の橋本顧問の御意見もよく心に留めて、更に精査をさせていただきたいと思います。

○納谷座長 橋本顧問、それでいいですね。

○橋本顧問 是非御検討いただければと思います。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 感想を述べさせていただきます。

一橋大学法科大学院の方だけ参加をさせていただきまして、短い時間ではありましたが、やはり大変優秀な学生が多いということで、将来の夢を具体的に明確に持って、本当にひたむきに学習しているという印象を受けまして、感心しました。大学側も大変熱心に指導しているように思いましたし、法科大学院のお手本なのだろうなと思いました。他の大学の卒業生であったり、私立の法科大学院からの学費免除プラスアルファという魅力的な誘いを蹴ってでもそこを選んだという社会人経験者などがいることから魅力の高さは分かると思いました。

視察では、学生たちからも法曹養成の在り方についての意見を、生の声を聞きたかったのですが、時間もなくて、それはできないのが残念でしたが、1人の学生からは、意見として、やはり経済的負担、学費、生活費、あと、合格後の修習の貸与制の負担が大きくて、それが人気減の理由であると考えていて、特に社会人出身者と、自分で学費や生活費を負担している学生にとっては非常に厳しいという声を後から聞きました。

それで、お手本となったと言われる米国のロースクールには社会経験後に進学してくるという学生が珍しくないようで、かなり違ったものになっているという現状のようだという事をおっしゃっていました。併せて考えていきたいと思いました。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 2点だけ、もう少し付加します。

まず、第1点は法科大学院の視察の関係なのですが、一橋大学法科大学院と専修大学法科大学院と学生さん双方のお話を聞かせていただいて非常に感銘を受けました。学生さんから、将来の希望を聞きまして、その中にいわゆる町弁になりたいとか、人権問題に関わりたいたいとか、当事者に寄り添っていきたくらいとか、あるいは社会正義の実現のために努力したいとか、そういう意見がありました。このように、志のある若者がいるのだなということを直に聞きまして、私自身としては非常に心強く思いました。それが第1点です。

もう1点は資料10-2の関係なのですが、過去に法科大学院の教育の在り方について不幸な事件があったので、非常にそれがトラウマになって、受験指導にもナーバスになっているようび思います。しかし、そもそも、法科大学院は法曹養成のための専門職大学院なのです。つまり、法曹になるためには司法試験に受からなければどうしようもな

い訳です。ですから、受験指導をやるのは本来のことなのであって、ただそれが行き過ぎたものにならないようにするというように考えるべきなのです。

ところが、この資料10-2の基本的なコンセプトは、先ほど橋本顧問も言われましたけれども、禁止するが、一定の留保を付けて解除するという書き方になっているように思います。これは原則と例外が逆転しているのであって、本来、受験指導は許される、ただ、行き過ぎた受験教育が許されないという形にすべきなのだと思います。そのように書かれていないので、趣旨が読み取りにくい、現場の先生が困るような文章になっているのだと思います。

○納谷座長 これについては多分、そちらの委員会の方でも議論になっていると思いますけれども、メンバーの方が橋本顧問とか吉戒顧問がおっしゃられているような観点の方へ必ずしも移行しているかどうかは、多少問題はあるかもしれません。今、ここにあったような意見を少し踏まえて御検討いただいて、原案を作って、更に審議していただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○牛尾課長 はい。

○納谷座長 あと、経済的負担のことは、今、山根顧問が言っておられましたけれども、これは司法修習生に対する経済的支援ということも重要なのですが、法科大学院の学生たちにもどの程度の支援をしているのかというのは、文部科学省としてはしっかり把握して強化していかなければならない面かなと思います。その実態について、すなわち各大学の奨学金の金額などは把握されて、議論されているのでしょうか。

○牛尾課長 最新のところがどこまでかというのは、また帰ってよく整理したいと思いますが、メインになっていますのは、日本学生支援機構でやっております通常の奨学金でございまして、それについて、法科大学院は授業料が高いということもございまして、特別の増額はできるという制度がありますし、あるいは優秀な成績の方は大学院については返還免除という制度がありますので、優秀な法科大学院生の方も返還しなくていいという制度も入っております。

それに加えて、法科大学院については他学部等に比べると大学独自の給付型の奨学金が、先ほどもちょっと話題に出ておりましたけれども、相当充実しておりますので、その辺の状況について整理して御報告できるようにしたいと思います。

○納谷座長 是非整理していただいて、ここにいる顧問の先生方は御存じだと思いますけれども、法科大学院を立ち上げるときに、自分の大学でこういう独自の給付金を、奨学金として出すのだということはやっていたのですが、10年経って機関としての支援自体が大分きつくなってきていると思います。そういうことの動きも踏まえて、ちょっと実態を把握して、何らかの方策について考えていくような資料を出していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと私も思います。よろしいでしょうか。

もう一つ、先ほど資料10-1の56ページで、今の検討状況というところなのですが、この表の作り方で、上は「直ちに」と書いてあり、下が「更に」と書いてあるの

ですが、その「更に」の中の(3)は、今、言ったような形でかなり進んでいると思うのですが、これがむしろ上に上がっていく可能性ぐらいの進行状況であると理解しましたけれども、いかがですか。いずれまた変えられるとは思いますが。

一番心配したのは2.の「(1)法科大学院教育と予備試験との関係」で、この項目が今のマスコミとか何かの動きを見たら、もう少し急いでやらないと難しいのではないかなという感じはしておるのですけれども、そこら辺の認識は文部科学省において、どんな進捗状況なのでしょうか。

○牛尾課長 申し訳ございません。5月8日に配った資料ではあるのですが、3月末の取りまとめをベースに1.と2.と整理してしまいましたので、2.にあることが更にすごく時間がかかるような御印象を与えたかと思いますが、2.のことも含めて、今年の夏頃には一定の取りまとめをするという方向で、今、議論していただいておりますので、すごく先になるということではございません。

○納谷座長 この「更に」と書いてあるところの部分は、大分固まってくるように、今のお話を聞きました。夏休み前には一応の方向性というのでしょうか、そういう提案がなされてくるということで承っておきますけれども、よろしいですか。

○牛尾課長 はい。

○納谷座長 また検討経過を教えてくださいと思っています。どうもありがとうございます。

もし質問がなければ、次に。

○大場室長 納谷座長の方から、法科大学院視察の御感想などは特によろしいですか。

○納谷座長 私は知り過ぎてしまっていますので、これ以上は率直なことを申し上げます、もうそろそろ、よくできている法科大学院のモデルを世の中にもっと積極的に、各大学はもちろんのこと、文部科学省の方の審議の中でも出していくことが必要なのではないか。その成果が余り世の中に分かってもらっていないのではないかと考えております。

各大学で苦労していること、悪い方だけが表に出て行って、いいところが出ていない感じがする。こういう具合によくやっているところもあるので、是非そういう形で進めていくことを支援することが望ましい。そういう意味で一橋大学法科大学院は一つの大きなモデルを示していると思います。また、専修大学法科大学院は非常に苦しい中で頑張っているなど思いました。これをどこまで支え切れるかということは、これから大きな課題かなと思って見ております。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に行きたいと思いますが、その前に、日本弁護士連合会の方から机の上に資料が配布されておりますが「弁護士になろう！！ ★8人のチャレンジ★」というパンフレットを作っていただいておりますので、これについて御説明いただければと思います。

日本弁護士連合会の大迫副会長、お願いいたします。

○大迫副会長 発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど山根顧問や吉戒顧問から法科大学院の学生の夢とか志という言葉が出ておりましたけれども、この度、日本弁護士連合会では、法科大学院出身の若手の弁護士が全国各地でいろいろな分野で活躍しているということをアピールすべく、この「弁護士になろう！！★8人のチャレンジ★」というパンフレットを作っております。

パンフレットの5ページ以下を御覧いただければと思いますけれども、北海道、あるいは鹿児島、静岡などの地方を含めた各地の様々な特徴を持つ法科大学院の出身者が、法科大学院での経験などを糧にして、障がい者・外国人・難民の権利擁護や司法過疎地域での活躍、あるいは原子力損害賠償支援や自治体・病院・企業内での活動であるとか、国会議員秘書として立法活動に参加するとか、自らが興味を持てる活躍の場を見つけて、やりがいと志を持って元気に活動しているということが紹介されているところです。

この弁護士になられた方々が元気に活動しているということを表すために、日本弁護士連合会では珍しく、こういう明るい色合いのパンフレットを作らせていただいておりますので、これをいろいろなところで配りまして、こういうふうには活躍している弁護士がたくさんいるということアピールしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○大場室長 ありがとうございます。

○納谷座長 座長としては、是非明るい面も日本弁護士連合会の方から出していただいて、法曹にはいろいろな広がりもあるということ、夢があるということを積極的に資料を作って出していただければありがたいなと思っております。今後とも期待しております。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は予備試験についてであります。

まず、推進室におきまして予備校に関する調査を実施しました。それについての報告をいたします。

また、推進室におきまして予備試験の問題についての論点整理もいたしましたので、これについて御説明いたします。

○松本副室長 御説明申し上げます。

配布資料11、通し番号201ページを御覧ください。推進室におきましては、予備試験に関する検討の過程におきまして、学生の予備校利用という問題も指摘されていたことを踏まえまして、法曹を目指す者の予備校の利用の状況、実態につきまして正確なデータという形で把握したいと考えまして、具体的には伊藤塾と辰巳法律研究所という二つの大手の予備校に対しまして質問事項をお送りし、回答していただく形で調査を実施いたしました。

資料11-1は、予備校に対して送付した質問事項でございます。

資料11-2、通し番号205ページを御覧ください。こちらは伊藤塾からの回答でござ

ございます。青字が当室からの質問、黒字が回答という構成でございます。

質問事項1に対する回答でございますように、司法試験に関する講座といたしましては、法科大学院入学準備と予備試験受験準備に共通の入門講座、答案練習会、模擬試験などがあるということでございます。

これらの講座の受講傾向につきましては、次のページの質問事項3に対する回答でございますとおり、入門講座につきましては、法科大学院進学、予備試験受験を問わず、司法試験合格を目指す人は、まず入門講座を受講する。法科大学院入学後に受講を開始する人はほとんどいないということなどが指摘されております。

また、答案練習などにつきましては、二つ目のポツでございますように、早期に学習開始した学生は、4年生では予備試験と併願で法科大学院進学を考える傾向も見られるということでございます。

次に207ページの質問事項6では、大学在学中に予備試験を受験する者が増加しております要因につきまして、経済的に法科大学院進学が困難であるとか、地理的に法科大学院進学が困難であるということや、次のページに移っていただきまして、司法試験合格実績のある法科大学院への進学を希望する場合、その多くが関東圏や関西圏に集中しているため、地元を出られない者は進学がかなわないということ、あるいは大学4年で卒業し、就職もしくは任官するという一般的なレールを外れることに対するプレッシャーなどが挙げられているところでございます。

次に質問事項8の、大学生が予備校を利用する理由といたしましては、法科大学院や予備試験を目指す者のみならず、学部の授業をしっかり理解し、よい成績を取りたいという学部生が増えていることなどが挙げられております。

また、質問事項9の法科大学院生が予備校を利用する理由といたしましては、既修者につきましてはライティング力の養成、本試験のシミュレーション、実力判定の機会ということが挙げられておりますし、未修者につきましては、これらに加えまして基礎力の養成ということが挙げられているところでございます。

資料11-3、通し番号213ページを御覧ください。こちらは辰巳法律研究所の回答でございます。

実施講座につきましては、基礎的講座、予備試験対策の答練、司法試験対策の答練や模擬試験などがあるということでございます。

その受講生の割合につきましては別表に詳しく回答されておりますが、大きな傾向といたしましては215ページの「3 受講生の講座受講傾向につきまして」というところにありますように、予備試験対策講座は、社会人と大学学部生が圧倒的多数を占めまして、法科大学院生は全くと言っていいほど受講していないことが示されております。

また、司法試験対策の講座につきましては、特に法科大学院修了生が多いということでございますが、法科大学院在生学生につきましては圧倒的に3年生が多く、1年生、2年生はほとんどいないことが示されております。

216ページの「6 学部生が予備試験を受験する要因について」では、法科大学院を経由すると、少なくとも2年間の時間と多額の学費がかかりますので、まず予備試験で自分の実力を試していると思われるとされています。

また、予備試験合格者の司法試験合格率が高いことや、就職に有利とのうわさなどが拍車をかけているものと思われるとされています。

また「7 法科大学院生が予備試験を受験する要因について」といたしましては、予備試験を司法試験の模擬試験的な位置付け、あるいは法科大学院課程における学習の中間目標として、受験していると思われるなどとされており。

「9 法科大学院生が予備校を利用する理由について」といたしましては、司法試験・予備試験対策として、法科大学院の授業だけでなく、受験対策に特化した講座の必要性を感じているものと思われる。特に、短答式試験や論文式試験において、演習を重ねることにより得点が伸びるということから、限られた受験回数を有効に使用するためにも試験対策に特化した演習に参加すると思われることや、全国レベルでの学力順位を知り、適切な対策を講じるために、全国規模での答案練習や模擬試験を利用する必要性があると思われるなどとされており。

予備校に関する調査の概要は以上でございます。

続きまして、予備試験の論点整理について御説明申し上げます。資料12、通し番号223ページを御覧ください。この資料は、主に予備試験の受験に対する制度的制約に関する論点につきまして、推進室の現時点における問題意識を踏まえた論点整理表でございます。そのため、現在、推進室の問題意識を含めた御説明となりますので、よろしく申し上げます。

まず、1といたしまして、現状の予備試験について指摘されている主な課題・問題点を記載しております。

1点目といたしまして、大学生や法科大学院生が多数予備試験を受験している現状は、予備試験の本来の制度趣旨に沿わないのではないかと指摘がございます。

2点目は、予備試験の受験者数が増加し、合格者数も増加しており、予備試験が主流との認識が広がりつつあるという指摘でございます。

3点目は、大学生で予備試験を受験する者が増加しており、バイパスとして予備試験を利用されることが問題であるとの指摘でございます。

4点目は、法科大学院生が予備試験を受験することによる法科大学院教育への悪影響があるのではないかと指摘でございます。

この点、推進室におきましては、予備試験につきましての制度面での制約というものを検討するに当たりましては、そのような制度的制約を講ずる必要があるのかという視点での検討が不可欠であると考えております。

例えば、法科大学院の改善による対処というものが可能ではないかという視点からの考察が必要ではないかと考えております。法科大学院生や大学生の予備試験受験動向といい

ますものは、現在進められております法科大学院全体の組織見直しに加えまして、法科大学院の理念に沿った魅力ある法科大学院教育に改善されることにより、どの法科大学院でも司法試験の合格率が7～8割になるということを求めての改革というふうに認識しているところでございますが、このような改革が行われた場合には、予備試験の制度的制約がなお必要なのかという問題を考えなければならないと考えております。

また、予備試験に関するデータを踏まえた、すなわちエビデンスに基づく検討というのが不可欠であると考えております。この点、平成25年の予備試験の合格率は全体で約3.8%と極めて狭き門となっております。さらに、予備試験に合格いたしましても、司法試験は翌年受けることになるなど、これから法曹を目指そうとする者、法曹を目指そうかなと考える者にとりまして、必ずしも予備試験ルートが法曹になるための時間短縮の最善の策であると当然に思えるような状況であるとは考えておりません。

また、平成25年の予備試験受験実績を見ましても、法科大学院在学中であることが明らかな予備試験合格者161人のうち、法科大学院3年生が157人を占めております。この法科大学院3年生の予備試験合格者たちは、翌年の司法試験を受験することになりますので、結局、法科大学院修了資格も取得して司法試験を受験することになります。したがって、これらの者につきましては、まさにプロセスとしての法科大学院課程を終了して司法試験に臨んでいると言えることにも留意する必要があると考えております。

このような視点からしますと、現時点での受験資格制限といいますものは、まだ早い、あるいはこのようなものはする必要はないという見方もあろうかと思われまます。

また、予備試験対策に気を取られて、大学生や法科大学院生の勉強態度が芳しいものではなくてきたという指摘についてでございますが、まず、大学の学生の勉強態度につきましては、予備試験対策だけでなく、まさに法科大学院の既修者コースを目指すための勉強と重なっております、この点について大学生が予備校を活用することが悪いと評価することは必ずしもできないのではないかと問題意識がございます。この点におきまして、いわゆる旧司法試験時代の予備校の位置付けと現在の予備校の位置付けを同じとすることはできないのではないかと考えております。

また、司法試験科目につきまして、選択科目を廃止する案につきまして、この顧問会議でも御説明し、それに対する各界からの反論ということについても議論したところでございますが、その中で法科大学院における教授の先生方から、司法試験科目でないと法科大学院の学生が勉強しなくなるという指摘を受けたことから明らかなように、法科大学院生の勉強態度の問題は予備試験固有のものではなく、司法試験合格率が低迷する中で、学生が司法試験合格を意識した授業対応となってしまっている問題であるともいえるのではないかと考えております。また、法科大学院生が答案練習以外に予備校を活用している実態が余りないということも今回の予備校からのアンケートで明らかになったところでございます。

さらに、法科大学院在学中に予備試験対策に追われて、授業の予習・復習をおろそかに

するといった問題につきましては、その具体的な実態がどのようなものかというのは必ずしもまだ定かではございませんが、仮にそのような問題があるとした場合には、そのような問題に対処するには、予備試験の受験を制度的に一律に禁止することによって解決すべきものではなく、まず適切な教育指導や単位認定で対応すべき事柄であるとも考えられるのではないかと考えておるところでございます。

それでは、このような問題意識を踏まえた上で、予備試験の制度的制約について考えられる案、平たく申し上げますと、これまで指摘されるなどした案として整理をいたしましたものがお配りしております「2 考えられる対応方策（制度面）」の中で記載している案でございます。ただ、推進室がこのうちのどれかの案でいくことにしたということではございませんので、この点、くれぐれも御注意願います。

まず、A案は「予備試験の受験資格として資力要件・社会人経験要件を設ける案」でございます。

この案につきましては、推進室といたしましては【検討すべき問題点】のところに記載しておりますとおり、幾つか検討すべき点があるのではないかと考えております。

まず一つ目のポツに記載しておりますとおり、この案はそもそも、今の予備試験制度を最初につくるときに相当程度検討されている案でございます。

具体的な検討状況につきましては、第6回顧問会議におきましての資料20及び資料21で御紹介させていただいたとおりでございますが、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会や国会で詳細な議論がなされた上で、結局、この案はとられずに現在のような制度になったという経緯がございます。

したがって、現時点で新たにこのような要件を設けるためには、当時想定されていなかったような新たな事情が立法事実として必要になるのではないかと考えております。ただ、現状を見ましても、この二つの要件のみに限定しなければいけないような事情が新たに生じたとは言えないのではないかとこの問題がございます。

また、次のポツにございますとおり、制度設計当時の議論の結果、受験資格の制限を設けなかった理由の一つといたしまして、法科大学院を經由しない理由には「経済的事情」と「社会経験」以外にも人によって様々な理由が考えられるところ、それをこの2点のみに限って受験資格とすることは問題であるということがございます。

次に三つ目のポツは、仮にこのような法改正をすると考えた場合に、経済的事情や社会経験につきまして、具体的にどこで線引きをするのが非常に難しく、また、仮に線引きをしたとしても、どのようにして該当性の確認をするのかという技術的な面からの問題点もあるのではないかと考えております。

四つ目に、既に現在、誰でも受験できる制度として開かれております予備試験が実施されている中で、この制限を課することによって多くの大学生などが予備試験を受験できないという結果になりますと、今、学校に在学しながら予備試験を受けて法曹を目指すことを考えているような人たちが法曹を目指さなくなってしまうといったマイナス効果が生じ

るおそれはないであろうかということも考えていかなければならないと思っております。

続きまして、B案は「一定の年齢以上であることを予備試験の受験資格とする案」でございます。

この案につきましても、推進室内で検討いたしました結果、次のような検討課題があると考えております。

まず、そもそも一定の年齢に達していないという理由で、今、現に誰でも受験できることとなっている資格試験を受験する権利を剥奪する十分な根拠があるのかということがございます。

さらに、二つ目のポツにございますように、年齢のみで受験を制限することは、権利制約の範囲として広範囲に過ぎ、過度な権利制限となるのではないかという指摘にどう答えるかという問題もございます。

そして、この案の前提となっております、一定の若い人が予備試験をバイパスとして利用する可能性につきましても、予備試験の制度設計当時に相当な議論が行われておりまして、結論として現在の制度になっている訳でございます。したがって、ここでもやはり当時想定されていなかった新たな立法事実が要求されることになる訳でございます。

しかし、前回までの会議でお示ししたデータの分析結果からいたしますと、大学在学中に予備試験に合格し、司法試験にまで合格する者は非常に限られており、増加傾向も見られないところでございます。また、法科大学院在学中に司法試験に合格して中退する者は少しずつ増えてはおりますが、全体の中での人数としては限定的でございます。

このように、現状において予備試験をバイパスとして活用している人は限られた少数にとどまっております。また、この少数の早期合格者につきまして、法曹としての質に問題があるという指摘は少なくとも現時点においては見られません。したがって、現状におきまして年齢制限をしなければいけないような新たな立法事実があるとは言えないのではないかという問題意識でございます。

さらに、学部段階で予備試験を受験できなくなることで、法曹の道を選ばなくなる学部生が増えてしまうのではないかというおそれも考慮する必要があると考えております。

また、そもそも予備試験は資格試験でございますので、法科大学院生などが受験することにより、他の属性の者の合格がそれによって狭められる、要するに、もともと、よく指摘されております経済的事情を抱える者、あるいは一定の社会経験を有する者がそれによって合格から排除されている、合格の枠が狭められるという関係には立たないということにも留意する必要があると考えております。

最後に、C案は「法科大学院在学中の者には予備試験の受験を認めないこととする案」でございます。

この案につきましても、検討すべき問題点がございます。

まず、法科大学院に入学したら予備試験を受験できないとなりますと、法曹を目指す者は、法科大学院か予備試験かという二者択一を迫られることになりまして、法科大学院へ

の入学者が減少してしまう、あるいはそもそも法曹を目指さなくなるのではないかという懸念が考えられます。

法科大学院に行って予備試験を受けている学生といますのは、司法試験合格率が低迷している法科大学院のこの現状におきましても、法科大学院進学を選んだ者であるということに留意する必要があると考えております。

また、法科大学院生が予備試験を受験していることによる教育への影響という弊害が仮にあるといたしましても、これも冒頭申し上げましたように、まずは法科大学院自身の対応、例えば授業態度が芳しくない学生に対しては、小まめに指導することで本来あるべき学習態度に導くといった工夫によって解消する必要があるのではないかと、これは一律の制度的制約の問題ではないのではないかと考えられるところでございます。

また、それは、今、いろいろと文部科学省におかれて取り組まれておられます今後の法科大学院の改善についての期待を考えたときには、そのような対応は十分可能ではないのかという指摘が考えられるのではないかと考えております。

いずれの案にいたしましても、受験資格制限をすることで、従来、誰にでも開かれていました予備試験、そして司法試験の受験機会を一定程度閉ざすこととなります。しかも法科大学院の現状、つまり司法試験合格率が法科大学院修了者について必ずしも高くない現状において、その道を一定程度閉ざすこととなります。

したがって、学生にとっては法曹界が縮小していくかのようなマイナスのイメージと映り、そのような業種を選ぶことをためらわせることにもなりかねないのではないかと問題意識を持っております。

法曹志願者が減少している昨今、法曹志願者には年齢、職業、その他の社会的経験など、様々な背景・事情を持つ者がおり、多様な法曹の急減ともなり得るこれらの者が法曹になる道を確保しておく必要があると考えております。

予備試験の在り方につきまして、現時点での推進室の考え方といたしましては、この予備試験の在り方についての推進室が示す方針・方向性、あるいは結論が、優秀な、あるいは幅広い可能性を有する者が、そのことによって、かえって法曹を目指そうとしなくなってしまうような結果をもたらすものであっては絶対にならないというところを基本スタンスとしているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 ただいまの御説明について質問等をいただきたいのですが、ちょっと時間の関係もありまして、もし可能であれば文部科学省の方から、中央教育審議会においても予備試験の問題について御議論があったということでもありますので、御紹介いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、牛尾課長、よろしくお願いいたします。

○牛尾課長 資料10-3、通し番号63ページをお開きいただければと思います。5月8日に開かれました中央教育審議会法科大学院特別委員会での委員からの意見をまとめた

ものを御用意しております。これは正式な議事録ではなく、事務局の責任でまとめたものであることを御了解いただきたいと思えます。

幾つかの御指摘がありますが、ポイントを絞って御紹介します。

最初の御意見ですけれども、予備試験は例外的な制度であることを明確にすべきではないか、予備試験合格者は法科大学院修了者と同等程度とはいえ、実務科目の履修や模擬裁判等のプロセスが欠除しているのではないかといった御指摘がございます。

次の御意見では、学部途中の段階に在籍している人が予備試験に合格すると、学部生であるのに大学院修了者と同等程度とされるということに、教育的に見ると違和感があるということがございます。あと、試験科目につきまして、少なくとも現行のような基本科目に傾斜した形ではなく法科大学院の科目とパラレルにすべきではないかという御意見でございます。

その次の御意見としては、抜本的な見直し、特に法科大学院生の受験資格を制限すべきではないかという御意見でございます。

次の御意見は、予備試験の受験年齢を上げるという形で制限すべきということ、それから、予備試験の本来趣旨の経済的事情への配慮ということであれば、試験というよりは本来、奨学金で対処できるのではないかという御指摘でございます。

次の御意見は、予備試験への懸念は皆と同感であると言った上で、年齢制限や試験科目を増やす等の措置が考えられるのではないかという御指摘でございます。

その次の御意見は、この場でも何度か御紹介があったと思いますが、規制改革に関する予備試験と法科大学院の合格者の均衡という閣議決定についてのものがございます。この閣議決定につきまして、議論の前提となっております法科大学院が現状では十分に機能しておりませんので、そのような状況で単純な数字の割合で比較するのは意味がないのではないかということ、それから、予備試験の在り方が、現状、趣旨にかなっているかどうか疑わしいということで、根治療法と対処療法の両面から検討すべきという御意見。さらに、閣議決定に基づきまして予備試験組が不公平とならないような配慮をすると予備試験合格者が増え、実績のある法科大学院から影響を受けて崩れることになって、法曹養成の牽引役である主要なエンジンが損なわれるのではないかという御懸念です。

その次の御意見は、予備試験合格者の中に、先ほども御紹介がありましたけれども、そもそも法科大学院の学生さんが多数いらっしゃいますので、比較して割合を均衡させるというロジックが通用するかどうかという御指摘でございます。

最後の御意見は、予備試験合格者は優秀な人が多いと感じるが、10年、20年後の法曹というものを見据えて、考えるべきではないかという御意見でございます。

あと、御説明はいたしませんけれども、こうした御意見を頂いたときに使用した中央教育審議会での資料が通し番号139ページから165ページまで、この場で御紹介したようなアンケート調査や基本的な統計などがございますので、適宜御参照いただければと思えます。

以上でございます。

○大場室長 それでは、推進室からの説明と、文部科学省からの今の説明に対して御質問がありましたら、取りあえずお受けしたいと思います。その後に座長に意見交換をお願いしたいと思います。現段階で何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 この資料12について、松本副室長の方から非常に懇切丁寧な御説明がありました。しかし、この資料は非常に誤解されやすいような文章だと思うのです。ですから、それを確認の意味でお尋ねします。

1のところ「現状の予備試験について指摘されている課題・問題点」とあり、その下に○が付いた文章が四つありますけれども、ここに書かれているような客観的事実があるということではなくて、こういう指摘があるということなのではないでしょうか。

○松本副室長 そうです。そのとおりでございます。

○吉戒顧問 それから、2の「考えられる対応方策（制度面）」というのは、これは考えるべき対応方策ではなくて、もし予備試験について何らかの制限をするのであればこんなものがあるかなという趣旨でしょうね。

○松本副室長 そのとおりでございます。私の御説明でも、推進室がこの案のいずれかでいこうと考えている訳ではないと申し上げたのもその趣旨でございます。

○吉戒顧問 そういうことであるならば、一定の方向に傾斜しないで議論したらいいと思います。

○大場室長 あとはよろしいでしょうか。

今の点を補足いたしますと、この資料12ですが、まさに考えられる対応方策としては、中央教育審議会でも出ていますけれども、受験資格制限をしてはどうかという意見がある訳ですので、受験資格制限をするとこんなものがあるのではないかということで、今、整理をさせていただいたというものであります。

また御質問がありましたらお願いしたいと思います。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 通し番号63ページの資料10-3についてですが、これは様々な御意見の紹介ということなので、余り突っ込んで伺っても仕方ないと思うのですが、下から三つ目のポツで「規制改革に関する閣議決定での合格者の均衡については」とあります。確かに、前提となる法科大学院の司法試験合格率が低迷しているところでナンセンスというのは分かるのですが、ここでの御指摘は、要は予備試験組と法科大学院修了者との間での均衡という意味で、予備試験組の最終的な司法試験合格率を法科大学院の実態に合わせて下げるという意味ではないのですね。お聞きしたいのは何をここで御主張されたかということなのですけれども、要は実態が違ってナンセンスというのは分かるのですが、だから、今の予備試験を経た方について法科大学院並みの合格率まで変えようというお話ではないのですね。

○大場室長 それでは、牛尾課長にお願いしたいのですけれども、この根治療法と対処療法という表現は一体どういう意味でこういうものを使われたのか、それも含めて御紹介いただければと思います。

○牛尾課長 補足をさせていただきますと、閣議決定で予備試験、法科大学院、両ルート
の合格割合を均衡する、簡単に言いますと、どちらのルートでも同じ合格率になるように
すると受け取れる書きぶりでございますけれども、そのときに機械的にどちらも70%と
70%とする、あるいは今、法科大学院の方が25%ですから、予備試験の方も25%に
するという議論は、そもそも比較する法科大学院の現状を考えますと、例えば低い方に合
わせるという形で均衡をとろうとしますと、それは非常に本来の趣旨と違うのではないかと
思います。

下の方にも書いてありますが、そうなりますと、予備試験合格者が非常に今以上に増える。
仮に25%の司法試験合格率を担えるように、ある種、機械的に合格者数を増やすと、
予備試験合格者が非常に増えるわけですが、そうしますと、ますます、特に実績の
ある法科大学院から予備試験を受けられる方が多いので、いろいろ評価はあると思いま
すけれども、教育への影響がますます大きくなってしまっているのではないかと、趣旨で
ございます。

それから、根治療法と対処療法とおっしゃっていますが、根治療法というのは制度的な
対応をきちんとすることも考える必要がありますけれども、制度的な対応には一定の時間
がかかる。例えば議論する時間もかかりますし、仮にやるとしても、施行までに一定の経
過期間等を通常は必要としますので、それには時間がかかります。そうすると、対処療法
ということで先生がイメージされているのは、具体的に予備試験の合格者数を例えば制限
するといったことを考える必要があるのではないかと、趣旨で御発言をされております。

よろしいでしょうか。

○阿部顧問 はい。

○大場室長 ありがとうございます。

ここは中央教育審議会の委員の先生の御発言ですので、余り解釈するのもどうかと思
いますので、その程度でよろしいかと思います。

それでは、御質問がなければ、座長の方に。

○納谷座長 その前に、私の方でお願いなのですが、松本副室長の先ほどの説明は、
この資料12よりもはるかに中身の入っている説明でしたので、議論をきちんとするため
には、その発言された議事録を見て私たちは議論したいというのがまず第1の希望です。
この資料12だけでは、ちょっと誤解もありますし、いろいろ受け止め方はあると思いま
すので、先ほど説明された中身を議事録どおり、きちんと文書にしたものを見てから意見
を伺っていただきたい。こういうことがまず一つ、私のお願いです。

二つ目は、これの中で推進室の方で検討なされたということですが、誰のレベルで検討
されたのか、私どもとしては多少気になることです。内部のことですから公表できない
かもしれませんが、かなり突っ込んだ話になっていると思われまますので、そこら辺

のことが分かるような資料を、どういう形で議論してここへ上がってきたかということを示されたいというのが二つ目です。

三つ目は、よく制度設計について、「当時の制度設計のときの議論によれば」という言葉が出てきておりますけれども、それはいつ、どこの場所で、どういう議論をやったかの記録がもしあれば、次回までに出していただきたい。無駄なことを二度も三度もやっても意味がありません。その検討が、その当時の実態と今が合致している状況ならば、それなりの意味がある。無駄な議論をしても意味がないので、その議論を資料とともに正確に出していただきたい。このこともお願いしたいと思います。

もう一つ。これは私の質問なのですが、今、自民党の文部科学部会の方では、伝え聞くところによると、かなり急いで予備試験のことについて対応を考えなければならないという動きがあると聞いております。そういう中で、このままでは大変だと思いますので、予備試験の課題について、顧問会議としてもどこかで何かの方策を考えなければならないだろうと思うのですが、それについて、どの程度の準備をなされているのかをお聞きしたい。

それから、この文章を見る限りでは、具体的な運用論というのでしょうか、そういうことについては先ほどの説明でも触れていないのですが、そういうことについて推進室できちんと議論されているのかどうか。それも明らかにしていただきたい。もし出来ることならば、どんな議論がなされたかを明示していただきたい。

いずれにしても、予備試験の課題について発信することは、かなり大きな影響があるので、慎重に資料を取り扱うべきだと思います。お互いに共通なものを見て、それで対応していかなければならないかなと思ったので、今の4点ほど、今の時点では多分できないと思いますけれども、御協力できることはしていただければなと思っております。

○松本副室長 まず資料の点につきましては、私の御説明でも申し上げて、既に顧問会議で御説明をした資料になりますが、再度分かりやすい形で次回御提示できればと思っております。

さらに、与党の関係でございますが、座長御指摘のとおり、文部科学部会の方の法科大学院改革に関するプロジェクトチームでも、法科大学院の教育の改善の在り方と関連して、予備試験の問題意識も取り上げられております。

ただ、ちょっとややこしいのですが、司法制度調査会におきましても、まさに今、法科大学院の教育の改善とともに、予備試験の制度的な在り方というところについて議論がなされておきまして、両方のプロジェクトチームあるいは調査会でばらばらな議論をしてはいけないということで、司法制度調査会からは、予備試験制度はまさに司法制度の問題でもあるので、かつメンバーの先生方も基本は出ておられる先生が共通しておりますので、あるタイミングで、合同で対応するという申し入れがなされていると認識しております。したがって、近々、合同の開催ということになるかと思っております。

さらに、本来、推進室のそれについての対応ということでございますが、そういう与党

の部会、これは公明党のプロジェクトチームも含めまして、推進室のこの予備試験に対する対応の在り方・考え方というものをそろそろ示す時期に来ております。本来であれば、顧問会議におきましても我々の考え方をお示しした上で、顧問の先生方のそれについての御意見を伺うというものであるところ、まだ現時点におきましては今日程度の内容にとどまっておりますが、次回その点も、もちろん、今日の議事録、私の発言もそうでございますが、事前に可能な限り御説明をして、それに基づいて御説明ができるようにと思っております。

さらに、推進室における検討ということでございますが、これはまさに室長以下の推進室で、この間、検討してきたところであるという形でしか申し上げられないのかなと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○納谷座長 中身はともかくとして、今、このペーパーが出されたことは、この状況から見て、非常によかったと私も思うのです。顧問会議では何をやっているのか。このような声が私のところにもいろいろ伝わってくるので。顧問会議でも予備試験については、今、具体的に動き始めているということアピールするためにも、端緒を出してくださったので、非常によかったと思うのです。

しかし、先ほどの説明を聞いて、このペーパーだけで見て受け止めたところと、私の印象は違っています。我々は全ての資料を見て、頭に入っているわけではない。それ（資料12）をきっかけにして議論はしたいと思えますけれども、先ほど吉戒顧問もおっしゃられたように、一応、誤解がないように、その扱い方をしていかなければいけないなと思っておりますので。

○大場室長 1点だけ補足させていただきます。

今の資料の点ですけれども、この資料12の論点整理、これが資料として一つあるわけです。これだけ見ますと、では、今のステージはこれのA案、B案、C案のどれでやるのかというふうに受け取られ、つまり、受験資格制限をやるのだという前提がもう固まっているかのような印象を受けるのではないかというのもありましたので、この資料作成に至るまでの考え方というものを少し冒頭で詳しく説明させていただいたという位置付けと御理解いただければと思っております。

○納谷座長 私は逆に、やる気がないのではないかというメッセージとも受け止められる。人は自分の置かれているポジションで物の読み方が違ってしまふ。ですから、第1回目に出すときにはかなり慎重な取り扱い方を我々もしなければならぬ。座長として、少なくとも顧問の一人として先ほどの確認を兼ねて、資料がきちんと提出された後に発言させていただきたいと思っております。

それはできるところとできないところがあることは承知しておりますけれども、今後の短い時間で議論していくためには、推進室の方でちゃんと準備してくださったことと思いますので、是非出していただきたい。中央教育審議会法科大学院特別委員会の方でも、それを共通にして議論を深めてもらう。両方でやっていかないと、この課題に関する解決策

は間に合わないのではないかなと思っております。是非そういうことで、お互いに協力し合っていかなければならないと思います。

○大場室長 分かりました。

それで、意見交換の仕方ですけれども、時間の関係もあって、今の論点整理のところについての御意見を頂戴したいということと、先ほど中央教育審議会での御議論の中の、閣議決定での合格者の均衡の関係、その2点について御意見等を頂戴できればと思っておりますので、全体の時間の進行がうまくいなくて済みませんが、時間配分も考えた上で、その2点について何か、印象でも結構ですから、御意見を頂戴できればと思います。

○納谷座長 それでは、今、室長の方から御提案がありましたように、あと15分ほどしかありませんので、二つの点にわたって意見交換をしたいと思いますが、どうぞ。

○橋本顧問 進行ですが、予備試験制度の改革方策の議論は、相互に論点が絡んでいる面があり、一つの方策だけを取り出しての議論は適切なものにならない気がしますので、できればまとめて議論をさせていただきたいと思っています。

それはそれとして、もう一つ、先ほどの法科大学院の件で、文部科学省の方には是非今日見解をお聞きし、意見を申し上げたいことがございますので、最後にお時間をとっていただきたいという希望を持っております。

○納谷座長 各論的に入っていくのは今日は時間的にも無理です。進め方とか印象とか、そういうことで今、意見を求めればよろしいですね。

○橋本顧問 先ほどの法科大学院の件、よろしくお願いします。

○納谷座長 この資料12について、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 まずは、過去の閣議決定についてですけれども、閣議決定されてしまっているのだから取り消すわけにはいかないと思うのですが、予備試験が実際に始まる前のものですし、まさに先ほどの御議論ですけれども、法科大学院修了者の合格率の議論で、やはりナンセンスな実態になっているので、これは重みがあるものだとしても、事情変更が進んでいるということかと思えます。

そういう目で読み直してどう考えるかですけれども、ここで書いてあるのは予備試験を経た方と法科大学院を修了した方が同じように公平になるようにしろということなので、そうであれば、先ほども御質問したのですが、要は法科大学院の修了者のレベルが下がっているから、思いどおりにいかないから、予備試験の方をそれと同じようにするという話では全くなくて、その逆だと思えます。恐らく早急に法科大学院の修了者のレベルを上げていって、当初の想定7～8割の合格率まで持ち直しさせなければいけない。その前提の上で、予備試験をどう制限するかという議論であるという理解でここはよろしいのですね。

○松本副室長 そのとおりだと思います。

○納谷座長 あと、先ほどの閣議決定のことについて、もしあれでしたら、どうぞ。

皆さんのお手元に過去の資料をとじたものがありまして、第7回の顧問会議資料目録と

いうつづりがあると思います。その資料5-1のところにあります。

○吉戒顧問 では、いいですか。

第7回の資料目録の、これは通し番号の31ページのところですけれども、今、議論の対象になっているのは、この⑦です。

「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する」。これはいいのです。その次が問題です。

「また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」。これが今、議論の対象になっているところなのです。

これは、主語と述語がはっきりしない文章で、解釈が難しい文章ですが、要するに真ん中あたりの部分で「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」ということが書いてあるので、これをどう読むかです。

先ほど推進室から説明がありましたように、今の時点で予備試験合格者に占める本試験合格者の割合は約7割です。それに対し、法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合は約3割です。本来、法科大学院修了者の司法試験合格率は7～8割というのが目標ですから、現在は、それにはるかに及ばない、3割という低いところにいるわけです。したがって、これを7～8割までに引き上げるべきと読めるかと思います。これを低減させる方向で、つまり、法科大学院修了者の3割のラインに予備試験合格者の水準も下げるとするのはおかしいだろうと思います。

○納谷座長 要するに、今の予備試験合格者の司法試験合格率が7～8割になっている状態がもし続くと仮定して、それに見合うものにすべきと読むのならば、むしろ法科大学院の方の合格者は当初の予定どおり7～8割に上げて均衡をとる。このような読み方にしなければ逆におかしいのではないか。今の状況で読めばそういうことになるのか、それでいいのか。そういうことで、これは先ほど阿部顧問の方も確認したところだと思いますが、そういう具合に読むようには思えない。当時（閣議決定した時期）は、予備試験が具体的に動いて、その実態を見て決定された話ではない。事態が変わってきたら、この読み方も大分違ってきってしまうのですけれども、それでもなお、拘束力がどういう形で持たせるのかということの議論はやはりしなければならない。整理としては、そんな整理で私はいるのでけれども、推進室はそれでよろしいですか。

○松本副室長 もし可能であれば、各顧問の方々をお願いいたします。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私はちょっと違うのではないかなと思っています。

私、この前にもお話ししましたように、もう土俵が全く違ってきているのではないかなという感じを持っているのです。ですから、これはこれとして、今、射程範囲を超えた状況にあるわけですから、現状をどうするのかという視点で見た場合、一応、これは横に置いておくという措置しか私はないと。

それで、その横に置いておくための理由付けをどうするのかというのをもう少し肉づけした上で、みんなに分かっていただくような方法がいいのではないのかというのを申し上げたのが前回の顧問会議の私の発言の要旨であると思っていまして、その考えは今でも変わりません。

○納谷座長 分かりました。横へ置くということは前回おっしゃられたとおりであると私も理解しております。

ただ、今日阿部顧問の方から、吉戒顧問もおっしゃられましたけれども、もし、この言葉を生かして読むとして現状に合わせたら、こういう読み方しかできなかった。本当にそうなのかという話の確認が、今、求められている。そういう理解（解釈）が、この閣議決定の効果として維持できる状態になっているかどうかということの疑問、これを提起するようなことにもなりかねない状況かなと私は思ったものですから、先ほど整理させていただきました。

山根顧問、いかがですか。

○山根顧問 この閣議決定の読み方で、これはやはり様々な捉え方があるように思いますし、どう考えていくかということについても意見が分かれるところでありまして、余り無理がかかるようなやり方を実施するというのは難しいと考えています。

ただ、基本は質の高いロースクールが素質と意欲を持つ人に期待に応える教育をして、そこで考え方や経験を積んで、そして資格を得て社会で活躍してほしいというのを市民は望んでいる訳でして、予備試験合格者というのは大変、難関試験を突破する明晰な、優秀な頭脳を持っていることには間違いありませんけれども、いわゆる点でないプロセスと言われているような経験を積むような教育は踏んでいない訳ですから、やはり予備試験組にはそこを補完するような何か手だてが必要なのではないかということを思います。

○納谷座長 あと、橋本顧問の方でよろしいですか。

○橋本顧問 理論的な詰めの問題はあると思いますが、私としては、現状、国として、法科大学院の卒業生に関して、一方で7～8割は受かるという目標設定をして、それを達成するための施策を立案し、実行している過程にある。他方で、予備試験合格者について、書かれているように法科大学院の卒業生と合格率の点で均衡させることを謳っている。こういう状態なのですから、国としては、この両方の要請を満たす形で考えないと、方針として一貫しないのではないかと思います。

そういう意味で、両方を整合させて考えるのであれば、低い方の合格率に合わせて全体の制度を設計するというのは、吉戒顧問のおっしゃたように前提が違うのではないかと思

います。ここからどういう対応策を導くかという議論はあるとは思いますが、ただ、両者の要請があることを前提としたものにしないと政策として一貫しませんし、本来の趣旨が生きないのではないかと考えています。

○松本副室長 この点につきましても、推進室の受け止め方・考え方というものは次回に御説明できるような形で準備させていただければと思います。

○大場室長 ちょっと確認なのですがすけれども、有田顧問が言われる、横に置いておいてというのは、一旦横に置いて、ただ、目標としては均衡というのはいいのですね。横に置いておいてどこかに行ってしまうのではなくて。

○有田顧問 もちろんです。橋本顧問がおっしゃったことと私の言っていることは、矛盾する訳ではないのです。全く、ロースクール合格者が7割に達すれば全ていいのです。ですから、そういう意味でも、前々回にロースクールでも司法試験の合格につながる勉強もしてもらいようにすべきではないかと言ったのは、そういう趣旨もあって発言をしたということを知っていただきたいと思います。

○納谷座長 ここでの顧問会議の意見を踏まえて、推進室の方で、この問題に対する取扱いをまとめておいてくださいますか。それでいいかどうかは、また次回、確認し合いたしましょう。よろしいでしょうか。

あとは進め方ですけれども、時間の関係がありまして、A案がいいか、B案がいいか、C案がいいかという個別の議論は今日はもう無理なので、座長としては、もし何かありましたら事前に次回まで、この点についてだけ文書で個別の意見を推進室の方に出していただきたいと思います。ただ、それをそのまま出すか、出さないかはもう少し座長と推進室の方で検討させていただきます。できるだけ事前に出るものは出しておいて深めていきたいなと思っております。よろしいですか。

もう一つ、橋本顧問の方で牛尾課長に対して法科大学院のことについてちょっと質問があるということなので、どうぞ。

○橋本顧問 これまでのこの会議での議論では、法科大学院の改革は、全体としては、強力にスリム化し、教育の質の向上を図って、司法試験合格の予測可能性を高めるという形で行うというものと理解しており、そういう意味では統廃合や定員削減は強力に進めるべきだと思いますが、このところ、地方法科大学院の募集停止の報道が相次いでいて、非常に心配をしています。と申しますのは、このままでは首都圏等しか法科大学院が残らず、目指していた地方受験生の教育機会を確保するとか、地域司法の充実のために地方で働く人材を育成するといった要請に沿わなくなってゆくのではないかと思うからです。

法曹養成制度検討会議でも資料が出ていたのですが、地方法科大学院を卒業した合格者は、そのほとんど8割の人がその大学院の所在県か近隣ブロック内の県に就職するという重要な実態があります。また、このままでは、法科大学院制度は、地方に全く支持基盤を持たない制度になりかねません。これは、結局、例えば司法修習が地方弁護士会の支持され、その参加と積極的支援の下に大きく根を張った存在となっているのとは大きく異なる

ことになります。

その意味で、大変残念なことが続いているのですが、もちろん、地方にあるというだけで存続が当然に正当化される訳ではないという反論はよく承知しているところであり、課題は、人もお金も少ない地方で質の高い教育力と志願者をどうやって確保するかにあるように思います。

その関係で文部科学省が、上位の類型に属する大学院、いわゆる上位校の方々が連携・連合によって下位校を支援していくということが考えられたということ前にお聞きしており、それは地方法科大学院にとってもとても大切な仕組みだと私は思っています。上位校が教員の派遣などを通じて、そのブランドやノウハウを提供して、地方法科大学院の改善と存続を図るとするのは一つの考えだと思うのです。

ただ、よく分からないのは、その場合に上位校のメリットというかインセンティブがきちんとしているのかという点で、文部科学省の説明ではもう一つはっきりしていないように思います。具体的には、現在の公的支援の加算を行うというスキームで本当に派遣する上位校の教員の人件費なり、経費なりがちゃんと支給されるのか、もしそのスキームでは十分に支給されないとすれば、それ以外の形でのプラスアルファをきちんとする必要があります。そうでなければ支援の形を作っただけで、現実に上位校が手を貸す支援スキームにはなっていないと思うからです。そしてこの支援は、今、やらないと、地方法科大学院では、募集停止にとどまらず、法曹養成を完全に辞めてしまうということにもなりかねないので、この点についての検討状況をお聞かせいただければありがたいと思います。

最後ですが、同じことは夜間の授業を持つ法科大学院にも言えます。今の法科大学院を取り巻く厳しい状況の中で社会人入学者がどんどん減っているということですが、働きながらも正規に学んで法曹資格を取得しようとする人々に道がきちんと開かれていることは、やはり非常に重要なことだと思いますので、非常に苦勞されながら合格して活躍している法科大学院卒の社会人の方がおられるのはご存じのとおりだと思います。

ちょっと話が飛びますが、もし地方法科大学院なり夜間法科大学院がなくなれば、結局、その方々は予備試験に向かわざるを得なくなる訳で、いろいろな意味で法科大学院制度の本来の在り方と異なってくるのではないかという危惧があります。その辺について、是非、文部科学省の御意見をお伺いしたいと思います。

○納谷座長 結局、今のような意見を中央教育審議会に持って行って、こういう意見があったということは少なくとも言っていたかなければなりませんけれども、今、どんな状況かということで、差し支えないところであれば。

○牛尾課長 基本的な考え方として、私どもも全国的な適正配置は重要であるというのは共有しておりますといえますか、従前よりそういう考え方でおります。

ただ、具体的な話になっていきますと、どういう形までがそれが達成されていて、どういう形になるとそれが達成されていないかというあたりのメルクマールは非常に難しい問題で、そこはよく、また今後、中央教育審議会などでも検討していきたいと思います。

それから、公的支援の見直しのスキーム自体、ある意味すごく分かりづらい仕組みにはなっておりますけれども、私どもとしては非常に成果の上がっているグループですら基礎額を減らしており、つまり、現時点でちゃんと一生懸命やっても減るという相当厳しいことを上位校と言われているような大学にもしておりますので、そういうところが加算メニューとして先ほど御紹介していただいたような地方校を支援するであるといったプログラムに応募すると加算の可能性があるという形で背中の後押しはさせていただいております。

あるいは非常に厳しい、50%まで基礎額が減らされて、平成28年度以降はゼロになるというところについても、地方校・夜間校のみについてはその例外措置を設けておりまして、増額の可能性の芽は残しておりますので、不十分という御指摘はあると思いますが、基本的な考え方として公的支援の見直しの中には地方校・夜間校に対する様々な形の配慮は埋め込ませていただいております。

これは正直申し上げて、いろいろなプログラムが出てきて、やってみないと分からない部分もございますので、状況を見ながら必要な手直しはしていくという心づもりでありますし、あと、個別の名前は言えませんが、幾つかそういう連携の動きの御相談も具体的にもいただいておりますので、そういった御相談には真摯に答えていきたいと思っております。

○納谷座長 また時間的に余裕のあるときに御質問いただいて、思いは皆さん、ある程度、共通していると思っておりますけれども、そういうことで進めさせていただいて、お預かりした顧問間の意見交換はこれで終えたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、今日の議事は終わりたいと思っております。先ほど座長の方からも御指摘のあった予備試験の関係についても少し整理して、次回は説明できるようにしたいとも思っております。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

○松本副室長 次回の顧問会議は、6月12日木曜日午前10時から12時まで、場所は本日と同じ、この会議室で開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部顧問 済みません、座長から言われていた、意見があれば出してほしいというのは、いつまででしょうか。

○松本副室長 可能な限りで構わないと思っております。

○納谷座長 今月中ではちょっと早いでしょうか。もうちょっと後でも。

○松本副室長 6月中には顧問会議がもう一度予定されておりますので、次回お出しする推進室の考え方を踏まえた御意見という方がむしろよろしいでしょうか。今日の私の発言は、あらあらでもいいということであればメモを至急お送りいたしますが、それを踏まえて、もしそれまでに御意見をペーパーで頂けるのであればペーパーで頂き、また、次回の推進室の御説明を踏まえてという御判断であればそれはそれでという形であれば

と思います。

○納谷座長 よろしいですか。強制するわけでは、ありません。出さなかったから発言ができないという話ではありませんけれども、あらかじめこういうところに関心があるということでしたらお出しいただきたい。ぎりぎりいっぱいまで対応してくださると思います。いつ頃までならば可能というのがありますか。

○松本副室長 いや、別にここで配布することを予定していませんので、直前でも、むしろ何か御質問があれば、どうぞ御遠慮なくいただければと思います。

○納谷座長 時間的制約の中で審議するとなれば、その方がいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○大場室長 それでは、これで終わりにさせていただきます。
ありがとうございました。